

◆ 「延岡市子ども計画」について

1. 「延岡市子ども計画」とは？

令和5年4月1日、子どもに関する取組や施策を急務ととらえ、子ども施策を社会全体で総合的かつ強力に実施していくことを目的として、「子ども基本法」が施行されました。

今後、各市町村は、同法第10条の規定に基づき、現行の「子ども・子育て支援事業計画」の計画期間の終了（～令和6年度）にあわせ、子ども関連施策を統一的に示す「市町村子ども計画」を策定する必要があります。そのため、本市においても、本市の実情や背景等を踏まえた計画（＝「延岡市子ども計画」）を、既存の各計画と一体のもの(*)として策定していく予定です。

*「既存の各計画と一体のもの」とは・・・

「延岡市子ども計画」の策定にあたって、子ども・子育て施策に関連する各種計画を包含した一体的なものとして、本計画を作成するもの。

<包含する計画>

- ①子ども・子育て支援事業計画、②次世代育成支援行動計画、③母子保健計画、
④子どもの貧困対策計画、⑤子ども・若者計画

平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
のべおか子ども・子育て支援計画 ・延岡市子ども・子育て支援事業計画 ・延岡市第2期次世代育成支援行動計画 ・延岡市母子保健計画				第2期のべおか子ども・子育て支援計画 ・延岡市第2期子ども・子育て支援事業計画 ・延岡市第3期次世代育成支援行動計画 ・延岡市母子保健計画				延岡市子ども計画 ・延岡市第3期子ども・子育て支援事業計画 ・延岡市第4期次世代育成支援行動計画 ・延岡市母子保健計画 ・第2期延岡市子どもの貧困対策推進計画（追加） ・子ども・若者計画（追加）						

2. 「延岡市子ども計画」を策定することにより期待されること

「延岡市子ども計画」は、1. で掲げた①～⑤の計画を包含する形で作成されることから、本市における子ども・子育てに関する課題に対し、一体的に対応することが可能となります。

また、子ども・子育て関連施策が1つの計画に統一化されることにより、市民の皆様にとって、より一層分かりやすい計画となることが期待されます。

3. 「延岡市子ども計画」を策定するうえで重要なこと

「子ども基本法」第11条において、子ども施策の策定や実施、及び評価にあたっては、その子ども施策の対象となる子どもや子育て当事者の意見を幅広く聴取・反映させるための措置を講じることが定められています。

特に、子どもの意見を反映させるために必要な措置として様々な手法が考えられますが、子どもが意見を言いやすい環境づくりや子どもと近い目線で子どもの声を引き出す、ファシリテーターの役割が重要となります。

今後、本市において具体的にどのような措置を講じるのか、どのような頻度で意見を聴くのか、どの程度反映すべきなのか等について検討していきます。

<子どもの意見を反映させるための措置（例）>

- ・パブリックコメントの実施
- ・子どもや若者を対象としたWebアンケート
- ・子どもや若者にとって身近なSNSを活用するなど、子どもや若者から直接意見を聴く仕組や環境づくり